

第 492 回鳥取地方最低賃金審議会を開催

鳥取労働局労働基準部賃金室

平成 26 年 9 月 18 日（木）10 時から、第 492 回鳥取地方最低賃金審議会（村上俊夫^{むらかみとしお}会長）が鳥取労働局庁舎 4 F 大会議室で開催されました。



本審議会では、本年 9 月 8 日（月）に開催された「第 1 回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（西村教子^{にしむらのりこ}部会長）」及び「第 1 回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会（野津和功^{のつかずのり}部会長）」において取りまとめられた「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について必要有りとの報告書」及び「鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について必要性有りとの報告書」が、西村部会長並びに野津部会長からそれぞれ村上会長あてになされ、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額 7 3 8 円）」及び「鳥取県各種商品小売業最低賃金（時間額 6 9 7 円）」の改正決定の必要性について必要有りとの答申文が村上会長から河野純伴^{かわのすみとも}鳥取労働局長へそれぞれ手渡されました。



河野局長（左）に答申文を手渡す村上会長（右）

それを受けて、特定（産業別）最低賃金（「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「鳥取県各種商品小売業最低賃金」）の改正審議について、河野局長から村上会長へ諮問文が手渡され、今後、それぞれの専門部会において、金額審議を行うこととなりました。



村上会長（右）に諮問文を手渡す河野局長（左）

なお、それぞれの専門部会での金額の改正決定の審議について、全会一致で結審した場合には、その決定をもって本審議会の決議となることの確認がなされ、また、結審後の答申内容に対する異議の申出がなければ、本審議会が本年度最終の審議会になることの報告がありました。

最後に、事務局から、改正する鳥取県最低賃金「時間額677円」については、本年10月8日（水）から発効されることと、改正される鳥取県最低賃金の周知についての広報活動計画の説明がなされました。



最低賃金制度のPRキャラクター「チェックマン」

今後の日程等については、次のとおりです。

審議会名	日時	場所
第2回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会	10月6日(月)10時30分から	鳥取労働局庁舎4F大会議室 (鳥取市富安2丁目89-9)
第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	10月14日(火)9時から	鳥取労働局庁舎4F大会議室 (鳥取市富安2丁目89-9)
第3回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会	10月14日(火)10時30分から	鳥取労働局庁舎4F大会議室 (鳥取市富安2丁目89-9)
第3回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	10月16日(木)9時から	鳥取第一地方合同庁舎2階共用大会議室 (鳥取市富安2丁目89-4)
第4回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会	10月16日(木)15時から	鳥取第一地方合同庁舎2階共用大会議室 (鳥取市富安2丁目89-4)
第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	10月24日(金)9時から	鳥取労働局庁舎4F大会議室 (鳥取市富安2丁目89-9)